（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の試験）

第十九条　規則第五条第二項第二号の経済産業大臣が定める試験のうち、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次条及び第二十一条に定めるところによるものとする。

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の設計検査）

第二十条　容器は、容器の型式ごとに、次項及び第三項によって設計検査を行い、これに合格しなければならない。

2　前項の設計検査は、設計書、必要な寸法を記載した構造図及び材料証明書によって行うものとする。

3　第一項の設計検査は、当該容器の設計における材料及び肉厚が第九条及び第十条に定める基準に適合するものを合格とする。

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器のサイクル試験等）

第二十一条　容器は、容器の型式ごとに、協定規則第百十号11．並びに附則３Ｂの4．10．及び4．11．に定めるサイクル試験その他の試験を行い、これに合格しなければならない。

（容器のみなし刻印）

第二十二条　規則第六条の二の経済産業大臣が定める方式は、協定規則第百十号7．4．から7．6．まで又は第百三十四号4．4．から4．6．までに従って行う方式とする。

第四章　ガスの種類及び圧力

（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器のガスの種類及び圧力）

第二十三条　規則第五条第一項第四号の経済産業大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

（国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器のガスの種類及び圧力）

第二十四条　規則第五条第二項第四号の経済産業大臣が定める基準のうち、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一　容器に充塡する天然ガスは、協定規則第百十号附則３Ａの4．5．に適合するものであること。

二　公称使用圧力が二十メガパスカル以下であること。

（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器のガスの種類及び圧力）

第二十五条　規則第五条第二項第四号の経済産業大臣が定める基準のうち、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一　容器に充塡する天然ガスは、協定規則第百十号附則３Ｂの2．4．に適合するものであること。

二　公称使用圧力が二十六メガパスカル未満であること。

［削る］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

（ガスの制限等）

第九条　規則第五条第一項第四号の告示で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二　［略］

［新設］

［新設］

（経済産業大臣が定める国）

第十条　規則第五条第二項及び第十一条第二項の経済産業大臣が告示で定める国は、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、イタリア共和国、オランダ王国、スウェーデン王国、ベルギー王国、ハンガリー、チェコ共和国、スペイン、セルビア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、オーストリア共和国、ルクセンブルク大公国、スイス連邦、ノルウェー王国、フィ